

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付申請要領

2024.5.1～

I 令和元年度からの新たな浄化槽整備事業実施の背景

田川市では、汚水処理の整備方針を、平成28年10月に公共下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ転換しましたが、合併処理浄化槽によって汚水処理を進めていくに当たり、「汚水処理の早期概成」「適正な浄化槽工事」「適正な浄化槽管理」3つの課題がありました。

これらの課題に対応していくため、平成31年4月から、新たに個人設置・公的管理型浄化槽整備事業を創出・実施することとしました。この事業は、市が積極的に設置や維持管理に関与するため、『技術講習会』『登録工事店』『維持管理一括契約』『浄化槽管理票』『相談室』の5つの項目の実施を柱とした「**公的管理（5つの柱）**」と市からの補助金によって住民負担を軽減する「**財政支援（市補助金）**」から成り立っています。

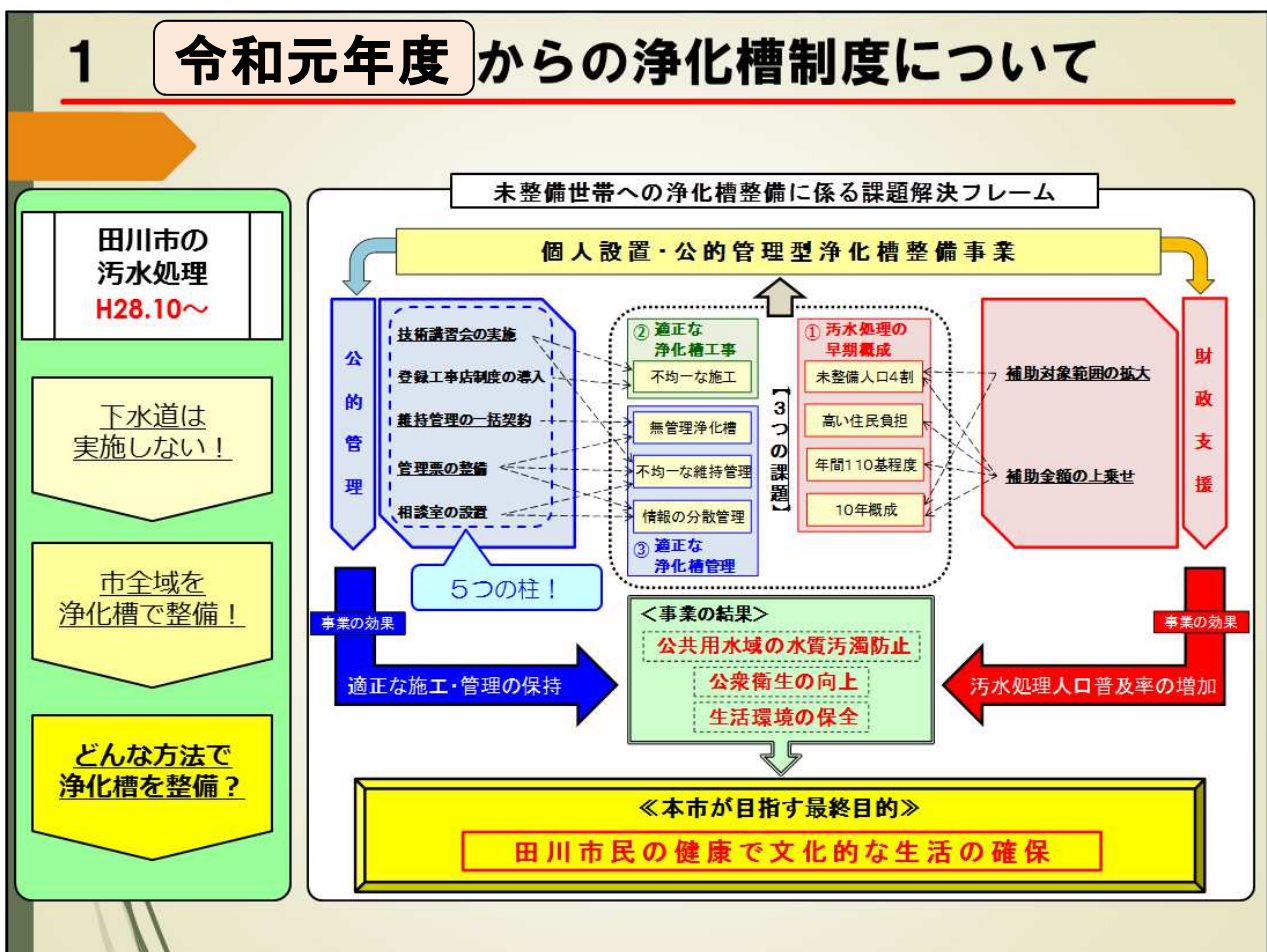


図1 新たな浄化槽整備事業実施の背景と枠組みについて

2 「公的管理」と「財政支援」の関係

「公的管理」の主要な項目である5つの柱の概要は、以下のとおりです。

また、「公的管理（5つの柱）」と「財政支援（市補助金）」の関係性は、図2のとおりです。

①	技術講習会	市主催の浄化槽に関する技術向上を目的とした『 田川市浄化槽技術講習会 』を開催する。受講資格不要・受講料なし。
②	登録工事店	技術講習会 を受講した浄化槽設備士が、県に登録されている浄化槽工事業者又は届出されている特例浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『 田川市浄化槽登録工事店 』となる。随時市ウェブページで公開。毎年登録届出が必要。
③	維持管理一括契約	技術講習会 を受講した浄化槽管理士又は清掃作業者が所属する浄化槽維持管理業者と『 浄化槽維持管理一括契約 』を継続的に締結する。
④	浄化槽管理票	浄化槽ごとの管理状況を業種間で横断的かつ継続的に把握することができる『 浄化槽管理票 』によって、 維持管理一括契約 の解除情報の把握などが可能となり、浄化槽の適正管理を図る。
⑤	相談室	市に設置した『 浄化槽相談室 』で浄化槽に関する相談を一元化し、 浄化槽管理票 の活用などにより、同種の相談の円滑な解決を図る。また、相談内容を 技術講習会 にフィードバックすることで、更なる浄化槽技術の向上を図る。

2 公的管理 5 つの柱と財政支援の関係性

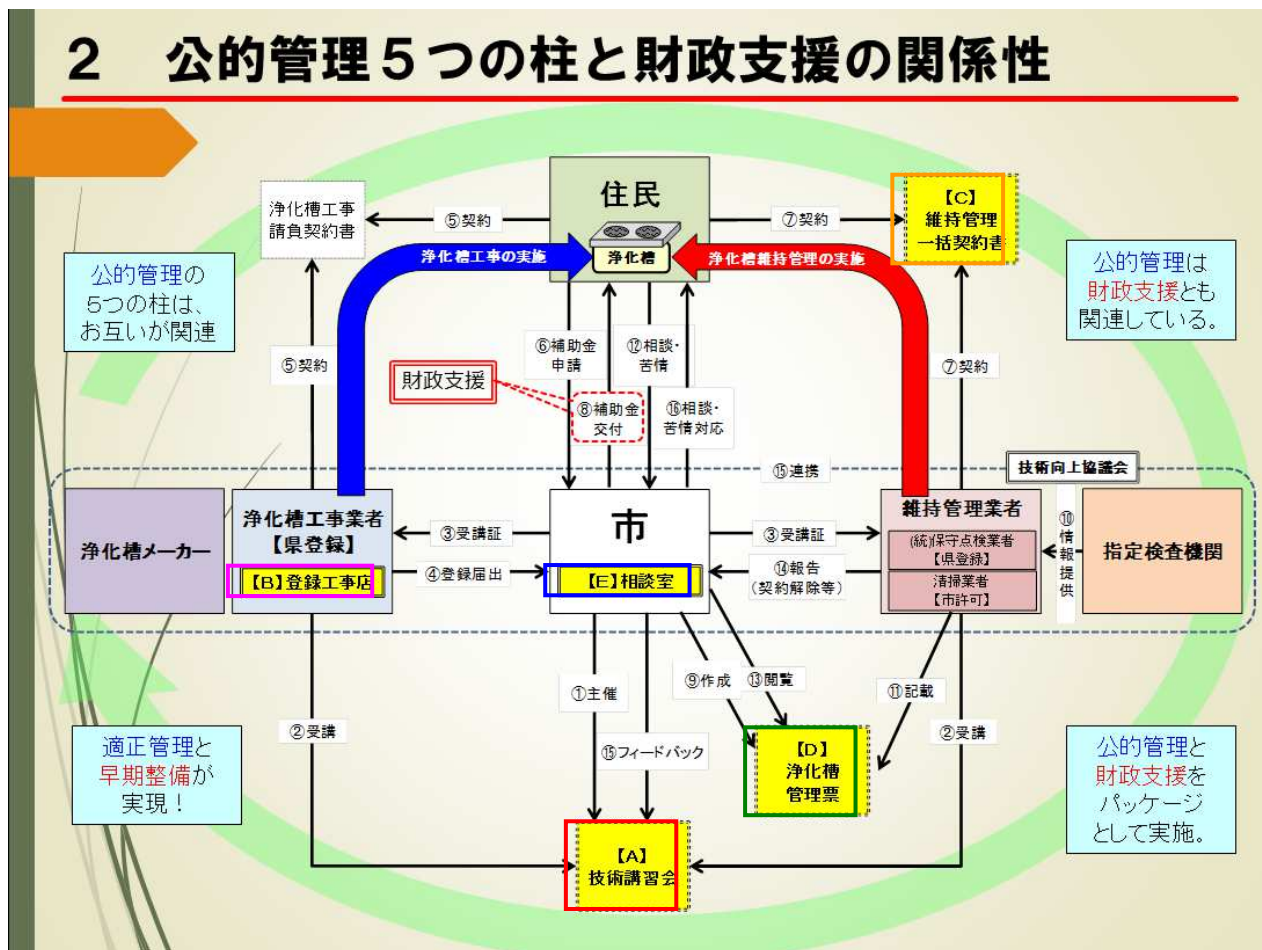


図2 公的管理5つの柱と財政支援（市補助金）の関係性について

3 「**財政支援（市補助金）**」を受けるためには？

令和元年度以降の田川市の浄化槽整備事業は、「**公的管理**」の条件を満たす場合に限り、「**財政支援（市補助金）**」を行うこととなります。

具体的には、市補助金申請ができる【これまでの要件】に【3つの要件が追加】されます。

＜市補助金交付申請をすることができる要件＞

【これまでの要件】

次の全てに該当する人は、補助金の交付申請をすることができます。

- (1) 田川市内に住宅を有する人又は住宅を新築しようとする人
- (2) 補助対象区域に浄化槽を設置しようとする人（補助対象区域：市営住宅団地等を除く市内全域）
- (3) 次のいずれかに該当する浄化槽（高度処理型浄化槽）を設置しようとする人
 - ① 総窒素濃度 $\leq 20\text{mg}/\ell$ 又は総リン濃度 $\leq 1\text{mg}/\ell$ の機能を有するもの
 - ② 総窒素濃度 $\leq 20\text{mg}/\ell$ 及び総リン濃度 $\leq 1\text{mg}/\ell$ の機能を有するもの
 - ③ BOD除去率 $\geq 97\%$ 及びBOD $\leq 5\text{mg}/\ell$ （日間平均値）の機能を有するもの
- (4) 浄化槽設置届（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所【TEL0948-21-4975】）又は建築確認申請を行って浄化槽を設置する人
- (5) 田川市浄化槽設置工事基準に適合する浄化槽工事を行う人
- (6) 田川市税を滞納していない人
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する人でない人
- (8) 専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする人（「転換」の場合を除く。）
- (9) 浄化槽を設置しようとする建物の所有権を有する人
- (10) 販売又は賃貸を目的とした専用住宅に浄化槽を設置しない人（「転換」の場合を除く。）
- (11) 年度末までに浄化槽の設置工事及び検査を完了することができる人

【追加される要件（①から③の全ての要件を満たす必要があります。）】

- ① **田川市浄化槽登録工事店**で浄化槽工事を行う。
- ② **田川市浄化槽技術講習会**を受講した浄化槽設備士が浄化槽工事を実地に監督する。
※ ただし、田川市浄化槽工事業業者名簿登録届に記載された浄化槽設備士に限ります。
- ③ 専門業者と継続的な**浄化槽維持管理一括契約**を結ぶ。（保守点検・清掃・法定検査）
※ 保守点検は、**講習会**を受講した浄化槽管理士が実施する必要があります。
※ 清掃は、**講習会**を受講した清掃作業者が実施する必要があります。

※ この要件の追加は、令和元年度以降、田川市で浄化槽設置整備事業費補助金申請を行う場合に、全て適用されます。（新設の場合や転換の場合を問わず、令和元年度以降継続して適用されます。）

4 10年間限定の手厚い「**財政支援（市補助金）**」

市補助金の交付要件を追加することに加え、令和元年度から10年間で「重点補助期間」と位置付け、この期間に限り「くみ取便槽」や「単独処理浄化槽」から合併処理浄化槽へ『転換』する方を対象に、これまでの市補助金の交付対象や金額を、重点的に手厚くし、早期に転換を進めていきます。

『転換』に該当する要件は、次の5つの要件に全て当てはまる方となります。

<「転換」に該当する要件>

- ① 同一の敷地内でくみ取便槽や単独処理浄化槽の「処分」と合併処理浄化槽の「設置」を行う場合
- ② くみ取便槽又は単独処理浄化槽を「処分」する人と合併処理浄化槽を「設置」する人が同じである場合
- ③ 平成30年度以前に設置されたくみ取便槽や単独処理浄化槽を「処分」する場合
- ④ 田川市がくみ取便槽又は単独処理浄化槽を「撤去」する前の状態を確認できる場合
- ⑤ くみ取便槽又は単独処理浄化槽を適正に「産業廃棄物処分」した場合（マニフェスト）

※ 「転換」に該当する方は、原則くみ取便槽又は単独処理浄化槽からの「転換」の場合に生じる撤去費と配管設置費の補助対象となります。

※ マニフェストを提出できない場合は、「転換」に該当しません。

ただし、撤去することで建物に影響を及ぼすことを市が認めた場合に限り、「転換」に該当します。

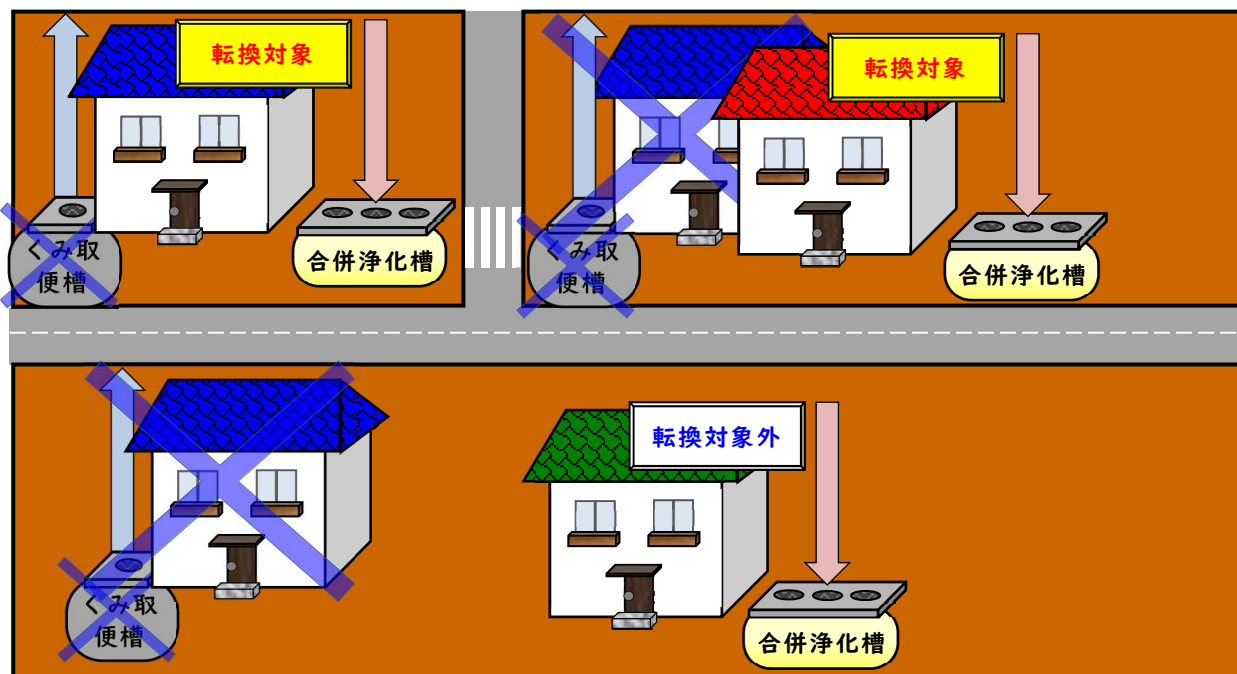
※ 処分費又は配管設置費の補助金について、実際にかかった費用が表の限度額に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額となります。

※ 平成30年度以前は、建築確認が必要な増改築のような場合は、「転換」に該当しませんでした。が、令和元年度からは、「転換」に該当します。

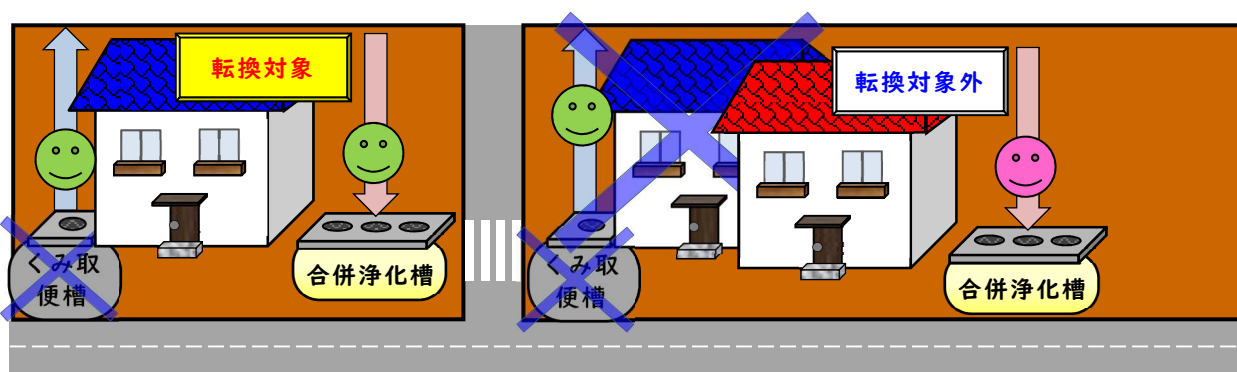
※ 建物の建替えの場合、原則は「転換」の対象となりませんが、上記の条件に合致すれば、「転換」の対象となる場合があります。

＜「転換」に該当する要件＞（主な例）

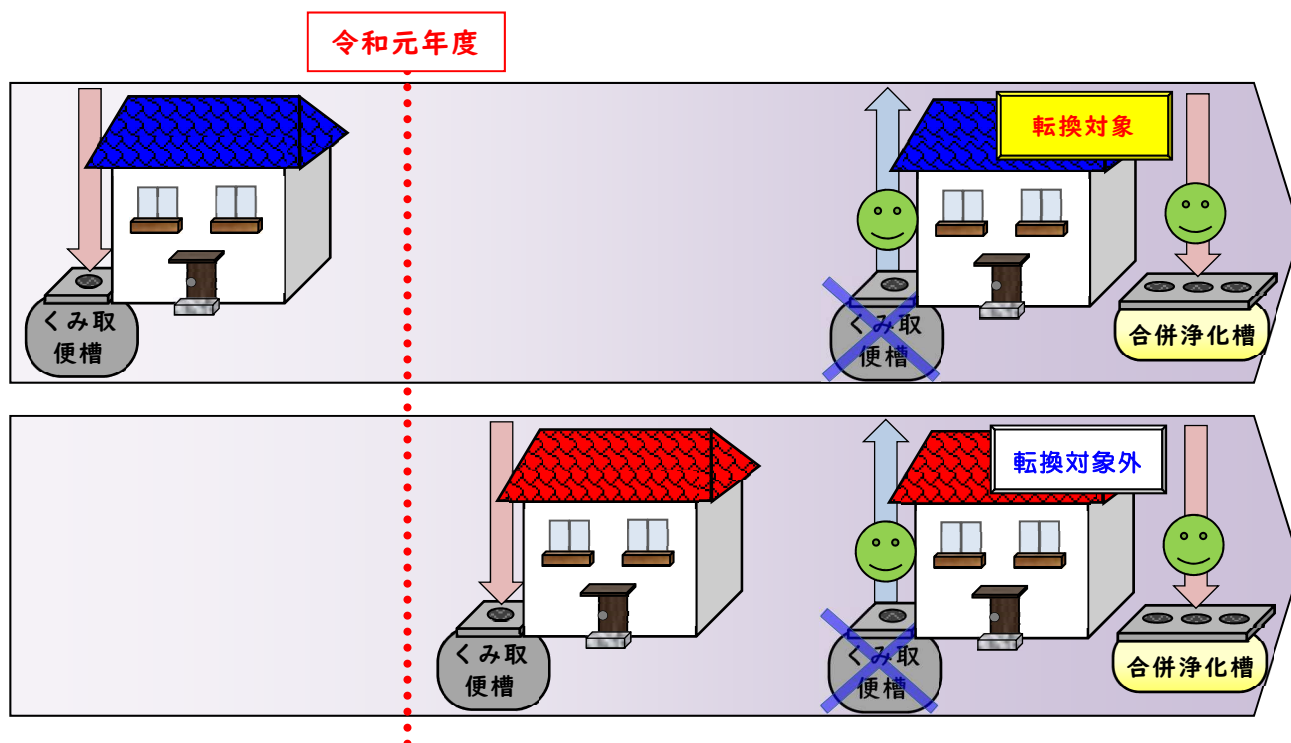
- ① 同一の敷地内でくみ取便槽や単独処理浄化槽の「処分」と合併処理浄化槽の「設置」を行う場合（同一の敷地以外で「処分」と「設置」を行った場合は対象外）



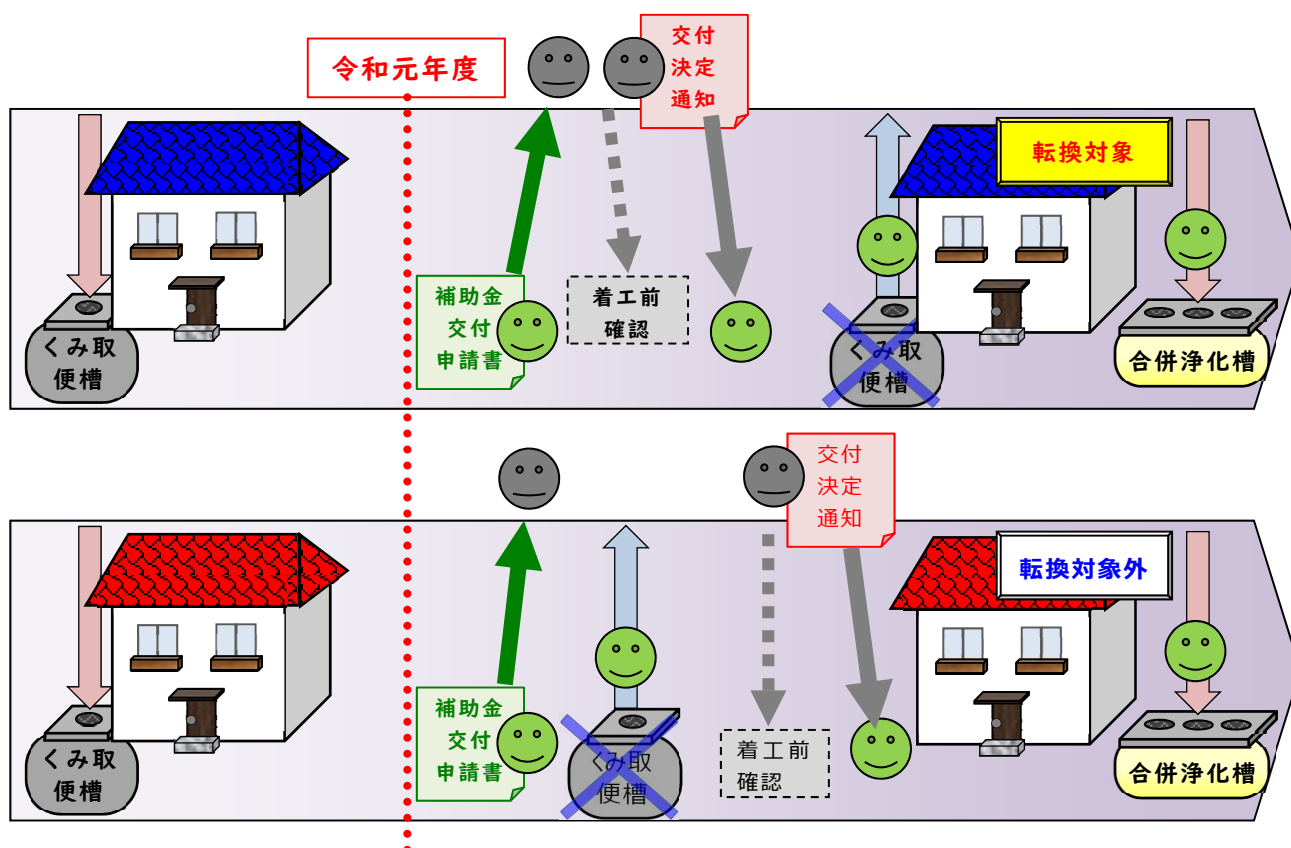
- ② くみ取便槽又は単独処理浄化槽を「処分」する人と合併処理浄化槽を「設置」する人が同じである場合（別の人が「処分」と「設置」を行った場合は対象外）



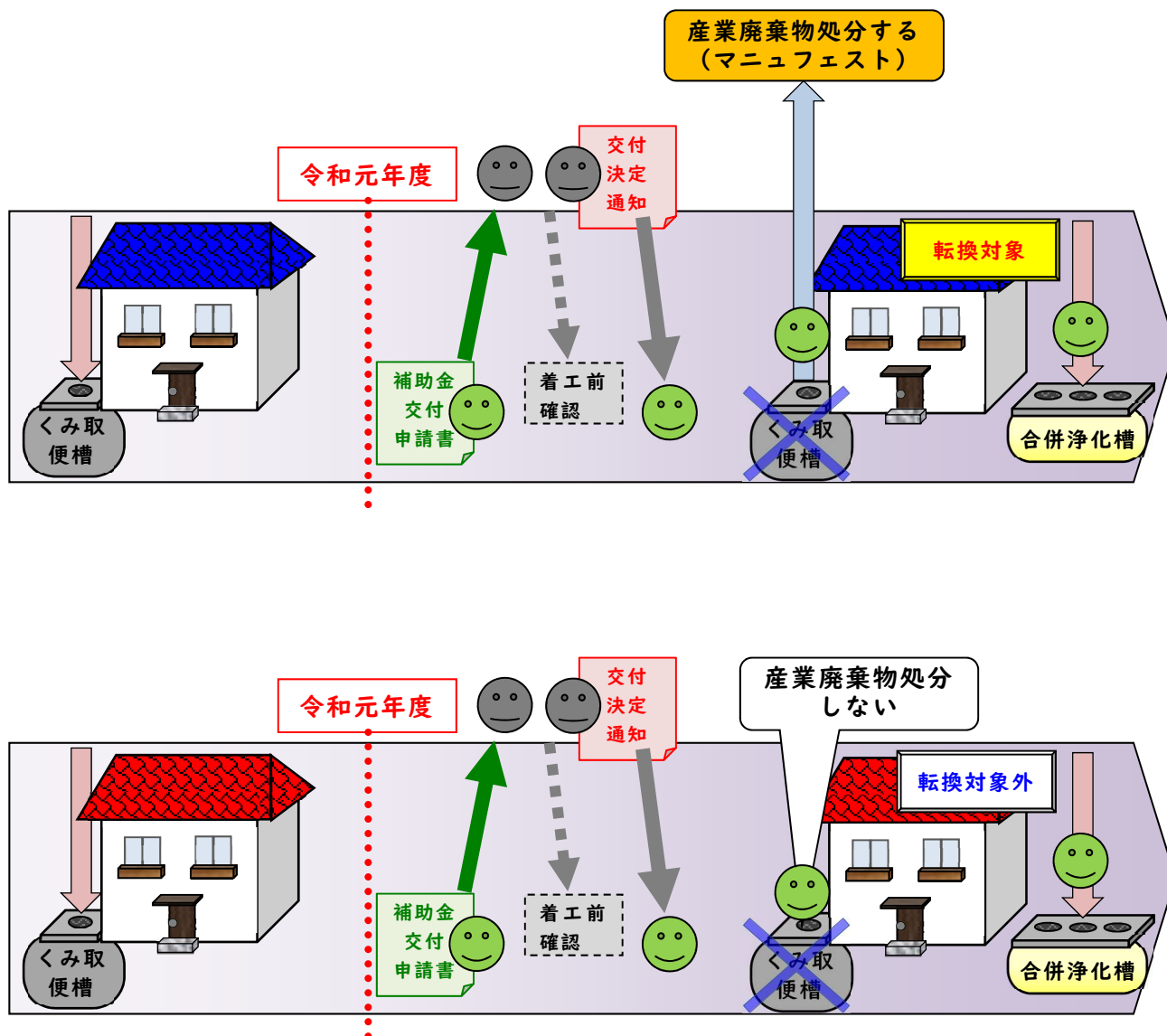
- ③ 平成30年度以前に設置されたくみ取便槽や単独処理浄化槽を「処分」する場合
 (令和元年度以降に設置されたものを「処分」した場合は対象外)



- ④ 田川市がくみ取便槽又は単独処理浄化槽を「撤去」する前の状態を確認できる場合
 (交付決定前に「撤去」工事(又は「設置」工事)に着工した場合は対象外)



⑤ くみ取便槽又は単独処理浄化槽を適正に「産業廃棄物処分」した場合（マニフェスト）



5 市補助対象と市補助金額（補助金額は、変更する場合があります。）

令和元年度から10年間限定で、「くみ取り便槽」または、「単独処理浄化槽」から合併処理浄化槽へ『転換』する場合は、補助対象となる建物用途及び人槽が拡大され、補助金額がさらに増額される「手厚い補助」を受けられます。

◎ 補助対象・・・10年間同じ内容で拡大

◎ 補助金額・・・10年間は最大**50万円**の増額、

令和11年度以降は、従来の補助対象及び補助金額に戻ります。

主な補助 対象項目	市補助金制度概要	
	従来からの補助分	追加分（令和10年度まで）
	「新築の場合」や 「既に合併処理浄化槽が 設置されている場合」	くみ取り便槽または 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽へ転換する場合
建物用途	専用住宅	<u>すべての建物用途</u>
人槽	10人槽以下	<u>すべての人槽</u>
本体工事費		
5人槽	33.2万円	83.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円
21～30人槽		197.2万円
31～50人槽		253.7万円
51人槽以上		282.6万円
処分費	補助対象外	くみ取り便槽：6万円 単独処理浄化槽：9万円
配管設置費	補助対象外	くみ取り便槽：14万円 単独処理浄化槽：30万円

注 上記の補助金額は限度額であるため、工事費が上記の金額に満たない場合は工事費に応じた金額が補助金額となります。

6 市補助金申請の流れ

年度初めから予算の範囲内で随時受け付けます。予算の範囲に達し次第、申請書の受付を終了します。主な流れは以下のとおりです。

<市補助金交付申請の前>

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ① 浄化槽を設置する建物の現況を確認 | (補助金申請者) |
| ② 市補助金の交付対象となるかを確認 | (補助金申請者) |
| ③ 登録工事店一覧から浄化槽工事業者を複数選択 | (補助金申請者) |
| ④ 選択した業者へ浄化槽工事費用の見積りを依頼 | (補助金申請者⇒浄化槽工事業者) |
| ⑤ 浄化槽工事業者を決定し、浄化槽工事費用を把握 | (補助金申請者) |
| ⑥ 工事費用と市補助金額を比較し、個人負担を把握 | (補助金申請者) |
| ⑦ 浄化槽維持管理費を把握 | (補助金申請者⇒維持管理業者) |
| ⑧ 浄化槽工事業者と浄化槽工事請負契約を結ぶ | (補助金申請者・浄化槽工事業者) |
| ⑨ 建築確認申請又は浄化槽設置届【県の保健所】 | (補助金申請者・浄化槽工事業者) |
| ⑩ 市補助金申請書の添付資料の収集 | (補助金申請者・浄化槽工事業者) |

<市補助金交付申請から補助金交付まで>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 補助金交付申請書の提出【着工10日前】 | (補助金申請者⇒市) |
| ② 着工前(既存施設)事前現地確認 | (市) |
| ③ 補助金交付決定通知書送付 | (市⇒補助金申請者) |
| ④ 浄化槽工事着工 | (浄化槽工事業者) |
| ⑤ 中間立会検査日時連絡【据付・埋戻し】 | (浄化槽工事業者⇒市) |
| ⑥ 中間立会検査【据付・埋戻し】 | (浄化槽設備士・市) |
| ⑦ 浄化槽工事完了 | (浄化槽工事業者) |
| ⑧ 維持管理一括契約の締結 | (補助金申請者・保守点検業者・清掃業者) |
| ⑨ 浄化槽使用開始 | (補助金申請者) |
| ⑩ 補助金実績報告書の提出 | (補助金申請者⇒市) |
| ⑪ 完了立会検査日時連絡 | (補助金申請者⇔浄化槽工事業者⇒市) |
| ⑫ 完了立会検査 | (補助金申請者・浄化槽設備士・市) |
| ⑬ 補助金交付 | (市⇒補助金申請者) |

<市補助金交付の後>

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 適正な浄化槽維持管理の継続 | (補助金申請者・維持管理業者) |
| ② 適正な定期検査受検の継続 | (補助金申請者・維持管理業者・法定検査機関) |

7 提出書類

市補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。

No.	添付書類	備考
(1)	位置図（付近見取図）	建物の場所が明確に分かる付近見取図
(2)	建物平面図 （放流先までの配管図）	放流先までの配管図が分かるもの ※配管長さ、掃除口、露出配管箇所、ポンプ槽の記載、 既設や新設の色分けをすること。 ※転換：単独浄化槽又はくみ取便槽位置の記載が必要 ※転換かつ建替え：既存建物位置の記載が必要
(3)	浄化槽設置計画書・届出書の写し	建築基準法：計画書、浄化槽法：届出書
	浄化槽設置届出受理書の写し	浄化槽法の場合のみ必要
(4)	工事内容及び工事費確認書	新設の場合、既存施設処分・配管設置の記載は不要
(5)	市税の滞納のない証明書 （納税証明書ではありません）	申請書の裏面に記載している 18 歳以上の方全員分が必要 【市民課で発行(300 円/枚)】 ※法人での申請：法人分と法人代表者分の両方が必要
	調査同意書	居住・課税経歴がなく添付できない場合のみ必要
(6)	型式適合認定書別添仕様書 及び図面等	放流水質が、高度処理型浄化槽の要件を満たしていることを確認できること。
(7)	登録浄化槽管理票（C票）	10 人槽以下の場合のみ必要。写しを含めて 2 部。
(8)	土地の所有者が確認できる書類	以下のうち 1 つ。 ・名寄帳(固定資産課税台帳) ⇒ 税務課で発行(無料) ・固定資産税課税明細書 ⇒ 納税通知書に同封 ・固定資産評価証明書(土地) ⇒ 市民課で発行(有料) ・登記事項証明書(土地) ⇒ 法務局で発行(有料)
	土地所有者の同意書	土地を借りている場合のみ必要
(9)	建物所有者が確認できる書類	建替えを伴わない転換の場合のみ。以下のうち 1 つ。 ・名寄帳(固定資産課税台帳) ⇒ 税務課で発行(無料) ・固定資産税課税明細書 ⇒ 納税通知書に同封 ・固定資産評価証明書(家屋) ⇒ 市民課で発行(有料) ・登記事項証明書(建物) ⇒ 法務局で発行(有料)
(10)	くみ取便槽の設置時期が確認 できる書類	くみ取便槽からの転換の場合のみ。以下のうち 1 つ。 ・名寄帳(固定資産課税台帳) ⇒ 税務課で発行(無料) ・固定資産税課税明細書 ⇒ 納税通知書に同封 ・建築確認申請書副本の写し ⇒ 建築確認申請時に保管 ・登記事項証明書(建物) 等 ⇒ 法務局で発行(有料)
(11)	その他	相続予定者届出書
		土地又は家屋所有者が死亡し、名義未変更の場合

※(5)、(8)、(9)は、直近の書類が必要です。（日付がある書類は 3 か月以内。年度単位の書類は直近の年度。）

※ 1 市税の滞納のない証明書について

【市税の滞納のない証明書の取得場所について】

補助金の申請時に田川市外に住民票がある場合、田川市外の「滞納のない証明書」を提出する必要はありません。しかし、次の①と②の場合で、対応が異なりますのでご注意ください。

①	これまでに 『田川市に住民票があった』または 『田川市で市税を課税された』方	田川市の「滞納のない証明書」の提出が必要です。
②	①以外の方	田川市の「滞納のない証明書」の提出は必要ありませんが、 <u>『調査同意書』の提出が必要です。</u>

<注意！>

②の場合であっても、補助金を申請した後、過去に1度でも『田川市に住民票がある』または、『田川市で市税を課税された』ことが分かった場合は、田川市の「滞納のない証明書」を提出していただく必要があります。

【合併処理浄化槽を設置しようとする建物所有者が法人である場合】

合併処理浄化槽を設置しようとする建物の所有者が法人である場合、補助金の申請者は、法人の代表者名となります（法人名の表記も必要です。）。この際に添付する市税の滞納のない証明書は、『法人としての市税の滞納のない証明書』と『法人の代表者個人としての市税の滞納のない証明書』の両方となりますのでご注意ください。

※ 2 土地・建物の所有者及びくみ取便槽の設置時期が確認できる書類について

【取得する書類について】

申請のケース	確認が必要な項目		
	土地所有者	建物所有者	くみ取便槽設置時期
新設	○		
単独処理浄化槽からの転換	○	○注	
くみ取便槽からの転換	○	○注	○

④ 建替えを伴う転換の場合は、建物所有者を確認できる書類の添付は不要です。

書類 (写しても結構です)	確認ができる項目			備考
	土地所有者	建物所有者	くみ取便槽設置時期	
名寄帳（固定資産課税台帳）	○	○	○	無料（税務課固定資産税係）
固定資産税課税明細書	○	○	○	無料（納税通知書に同封）
固定資産評価証明書	土地	○		有料（市民課市民年金係）
	建物	○		
登記事項証明書	土地		○	有料（法務局）
	建物	○	○	
建築確認申請書の副本			○	無料（ご自宅）

まずは、土地・建物が課税されていれば、税務課からくる納税通知書に同封の最近の『固定資産税課税明細書』で土地・建物の所有者を確認できます。

ただし、課税されていない場合は、所有者が確認できませんので、『名寄帳（固定資産課税台帳）』を取得することをお勧めします。

8 受領委任払制度について

(1) 受領委任払制度とは

田川市では、これまで申請者しか受け取れなかった浄化槽の補助金について、令和2年1月1日から、申請者（委任者）と申請者が認めた者（受任者）とがお互いに了承した場合に限り、申請者以外の方でも補助金を受け取ることができる制度として、「受領委任払制度」を導入しました。

この制度を活用することで、市から浄化槽工事業者へ直接、補助金を支払うことが可能となるため、申請者は、『浄化槽工事費の全額』から『補助金額』を差し引いた『差額分』だけを浄化槽工事業者へ支払うことによって、申請者の費用負担を軽減することができるようになります。

(2) 受領委任払制度の要件

ア 申請者が受領委任払を希望しており、受任者が承諾していること。

※ 受任者には浄化槽工事業者や申請者の家族等になることができます。

イ 補助金全額の受領を委任していること。

ウ 受領委任払の受任者が1名であること。

以上ア～ウの要件を満たした上で、次の手続きを行うことで、受領委任払が行われます。

(3) 受領委任払制度の手続き

ア 完了検査後、補助金交付請求書において申請者（委任者）と申請者が認めた者（受任者）の双方が記名を行い、市へ提出する。

イ 市の職員が申請者（委任者）に対し、受領委任払の意思を確認する。

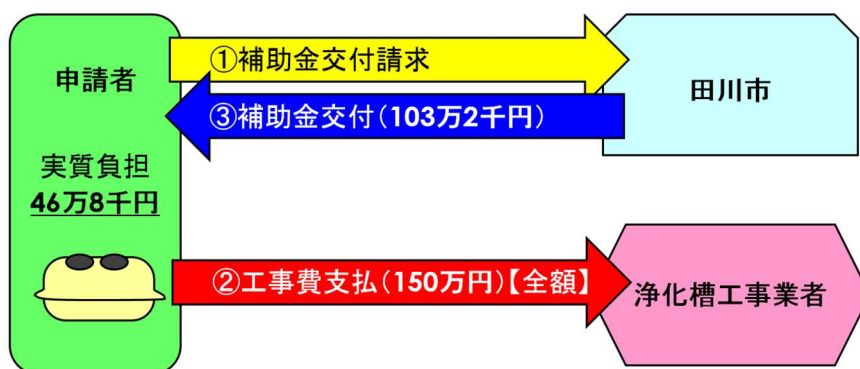
(4) 受領委任払制度による支払いまでの流れ

(例) くみ取り便槽から合併処理浄化槽(5人槽)への転換を行った場合。

(浄化槽工事費: 150万円、補助金額: 103.2万円とした例)

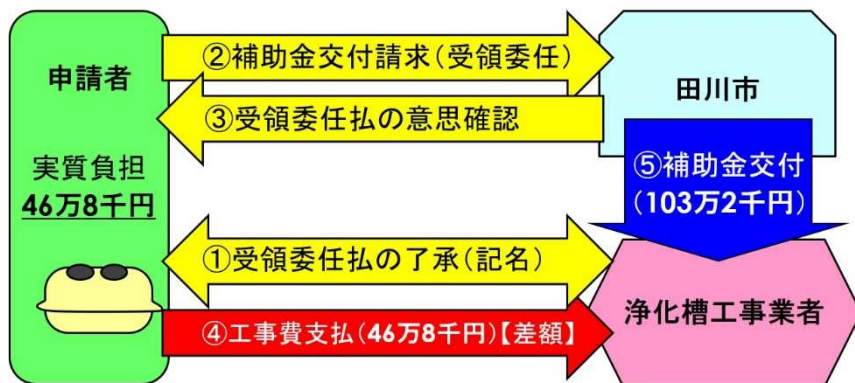
【受領委任払制度を活用しない場合の流れ(従来どおり)】

- ・申請者が、浄化槽工事業者に浄化槽工事費の全額 150万円を支払います。
- ・市が、申請者に補助金額 103.2万円を支払います。



【受領委任払制度を活用した場合の流れ】 ※浄化槽工事業者に委任する場合。

- ・市が、浄化槽工事業者に補助金額 103.2万円を支払います。
- ・申請者が、浄化槽工事業者に浄化槽工事費の全額 150万円から補助金額 103.2万円を差し引いた残額 46.8万円を支払うこととなります。



9 注意事項

申請書提出時	補助対象の確認	まず「転換」要件に該当するか確認してください。 <u>「転換」要件に該当しない場合、補助対象や補助金額はこれまでの制度と変わりません。</u>
	市の予算の確認	市の予算を基に補助を行っているため、 <u>予算がなくなり次第申請を受け付けることができなくなります</u> ので、事前の確認をお勧めします。
	必要書類の確認	添付書類も <u>全て揃わなければ申請書を受理することはできません。</u> 事前に必要書類の準備を行ってください。
	工期の確認	補助金の申請書の提出から完了立会検査までを同じ年度内（4月から翌年の3月末まで）に終わらせなければ <u>補助対象となりません</u> ので、全体の工事スケジュールを把握し、年度内に完了立会検査の受検が可能であるか確認をしてください。
	事前着工の禁止	交付決定がなされる前に浄化槽工事に着工（転換の場合は撤去作業も含む。）した場合、 <u>補助対象となりません</u> ので、必ず着工前に余裕をもって補助金申請をするようにしてください。

中間立会検査	日時の連絡	浄化槽の据付及び埋戻しの際の中間立会検査を実施していますので、必ず市へ中間立会検査の日時を事前に連絡してください。 中間立会検査の連絡（日時の変更連絡含む。）なく作業を行った場合は、 <u>補助の対象とはなりません。</u>
	変更の確認	変更があった場合は変更届を忘れずに提出してください。
	登録浄化槽設備士の実地・監督	<u>申請書に記載された浄化槽設備士の立会いが必要</u> です。立会いをしていない事実が判明した場合は、 <u>補助の対象とはなりません。</u>
	施工基準に基づいた施工	田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工となっていない場合は、 <u>補助の対象とはなりません。</u>

実績報告書提出時	変更の確認	変更があった場合、変更届が提出されなければ、 <u>実績報告書を受理することができません。</u>
	必要書類の確認	添付書類も <u>全て揃わなければ申請書を受理することはできません。</u> 事前に必要書類の準備を行ってください。
	工事写真の確認	工事写真集どおりの添付がなされなければ、 <u>補助の対象とはなりません。</u> （必要に応じて掘り返して写真を撮ってもらうことになります。） 工事写真集に不鮮明な写真が添付されている場合は、 <u>補助の対象とはなりません。</u> 現場では、遠景と近景の撮影、複数写真の撮影など、鮮明で適切な写真の添付に向けきちんと写真を撮影管理してください。
	維持管理契約書の確認	維持管理契約書は、保守・清掃・法定検査を一括で契約する「維持管理一括契約」でなければ <u>補助の対象とはなりません。</u>
	完了立会検査実施日の確認	年度末直前に完了立会検査を実施することはお控えください。（完了検査日が年度をまたぐと <u>補助の対象とはなりません。</u> ）

完了立会検査	変更の最終確認	変更があった場合、変更届が提出されなければ、 <u>実績報告書を受理することができません。</u>
	事前の流水確認	完了立会検査の前には、きちんと誤接続や配管経路の変更などのチェックのため、必ず事前に流水確認をしておいてください。
	登録浄化槽設備士の実地・監督	<u>申請書に記載された浄化槽設備士の立会いが必要です。</u> なお、浄化槽設備士は、実地に監督したとおり、浄化槽工事内容の全てを把握しておいてください。
	施工基準に基づいた施工	完了立会検査では、田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工を行っているかを確認します。当該基準に基づいた施工となっていない場合は、 <u>補助の対象とはなりません。</u>

完了立会検査後	変更箇所訂正	完了立会検査時に書類や施工に不備が判明した場合は、直ちに状況を変更し、必要があれば再度完了立会検査を実施します。（変更届の提出が必要となる場合もあります。）
	支払日確定	浄化槽の補助金は、書類に不備がなく、完了立会検査に合格すれば、原則約1か月後に支払われます。しかしながら、不備等があれば、全ての問題が解決してから約1か月後の支払いとなります。関係者には、その旨の連絡等きちんとお願いします。
	不備対応	工事写真の不備や不足、書類の不備、設置工事基準との不適合などが解消されない場合は、基本的に <u>補助の対象とはなりません。</u> たとえ、補助金の支払い後にこれらの事実が判明した場合であっても、掘り返し、補助金の返還、始末書の提出などの措置をとることとなります。
	維持管理一括契約の解除	補助金交付後に、維持管理一括契約書が解除され、継続的な維持管理一括契約の未実施が判明した場合、 <u>補助金の返還対象となります。</u>